静岡県精神保健福祉士協会の現会員及び新入会の要件変更について

会員について(一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会定款より抜粋)

第2章 会員 第6条

1. 正会員 次の①乃至②に該当する者として入会した者

- ① 静岡県内に在住もしくは勤務する日本精神保健福祉士協会(以下「日本協会」という)の構成員で精神保健福祉士として現に登録されている者。
- ② 日本協会の構成員で 理事会が承認した者
- 準会員 次の①乃至②に該当する者として入会した者。
 - ① 静岡県内に在住もしくは勤務するソーシャルワークの業務に携わる者であって精神保健福祉士として現に登録している者
 - ② 静岡県内に在住もしくは勤務するソーシャルワークの業務に携わる者であって精神保健福祉士の受験資格を有する者
- 3. 賛助会員 次の①乃至②に該当する者として入会した者
 - ①当法人の活動に替同する精神保健福祉士ではない個人または団体であって理事会で承認した者
 - ② 学生であって、理事会に定める基準を満たす者

第3章 社員総会

第17条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における**議決権は、正会員1名につき1個**とする。

第10章 附則

第50条

県協会入会の条件になります!

「日本協会に入会していること」が

「受験資格を持って働いている人」が 準会員として入会できます!

法人化したら

こう変わる!

現在日本協会に入会していない人は5年間に限り 「みなし正会員」となり、総会での議決権があります

当法人の設立日時点において静岡県精神保健福祉士協会の会員であった者は、第6条及び第8条の規定にかかわらず当法人の正会員として入会したものとみなす。ただし、日本協会の 構成員でない者については、当法人の設立した日以降から、2025年3月31日までの期間に限るものとする。

学生も入会可能になります!

〇現静岡県精神保健福祉士協会会員の要件変更

2019年6月3日 時点

静岡県精神保健福 祉士協会の会員

5年間の移行期間

日本協会への入会。5年 間はみなし正会員

2025年3月31日

日本協会に入会した者 は県協会の正会員

日本協会へ入会し ない者は準会員 (総会議決権なし)

〇一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会(法人化後)会員の入会要件変更

2019年6月4日以降の入会者は、日本協会入会が県協会入会の要件となる